

**「子ども性暴力防止法」が
2026年12月25日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～**

子ども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者求められる取組】

- 日頃から、子どもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- 子どもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、子どもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、子どもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が子どもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人より子ども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより当該実習を行うことが必要となる資格の取得ができなくなります。
- 文学部人間科学科子ども教育専修プログラムを履修する場合は、性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより卒業ができなくなる可能性があります。
- 入学後の適切な時期に、法の内容や本学の対応に関する留意点を確認いただき、法の対象となる教育実習等に参加する前には、性犯罪前科がない旨の記載を含む誓約書の提出を求めます。
- 上記の手續や結果に関しては、個人情報保護に配慮し、法令に基づき適切に取り扱います。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- 子ども家庭庁 HP「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」
リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

（問い合わせ先）
学務課学務係
TEL：0742-20-3499
MAIL: gakumukakari@jimu.nara-wu.ac.jp